

ふるさと見て歩き

第42回

山方氏の古文書

御城展望台の一階には、当地にゆかりのある山方氏の子孫が江戸時代に秋田に移ってからの足跡を記録した史料が展示されています。昭和六

十三年に御城展望台が作られたのを記念して、山方氏の子孫の方々（山方啓生氏・定和氏・泰久氏）から寄付金や寄託史料が当時の山方町に寄せられ実現したものです。

方啓生氏・定和氏・泰久氏）から寄付金や寄託史料が当時の山方町に寄せられ実現したものです。

◇常陸から秋田へ

山方氏の常陸への定着は、応永十四（一四〇七）年、山方盛利が、幼少の主上杉

竜保丸の付人として来

国したのが

始まりとい

われています。

以後山方氏は多くの家に分かれ、主家佐竹氏とその



▲御城展望台での展示

支族に仕えるようになりまし。しかし、実際にいつ山方に入部してどのような支配を行ったのかは定かではありません。

慶長七（一六〇二）年、佐竹氏が秋田へ国替えになると、家臣たちは秋田へ従う者と、常陸に土着する者に分かれました。このとき山方宗家は八代（一説に七代）重泰が当主で、分家筋十余家とともに秋田へ随行しました。常陸に残った山方家はわずか一家であったともいわれています（金子一夫「山方と山方氏」『山方の歴史散歩』六号）。秋田移住後の山方氏宗家は、数代の当主を除いてほぼ代々、国老（家老）や寺社奉行、評定奉行に登用されていました。秋田佐竹藩の重臣といえます。山方館に史料を寄託されているのは、秋田に従い、江戸時代を秋田藩士として生きた複数の分家のうちの二軒の山方家です。

（一）山方定和家文書

同家は現在東京都に在住しています。寄託史料は二十七点で、系図、江戸時代中期以降の領地判物、袴の拝領目録などがあります。山方宗家七代（一説に六代）の治部左衛門篤定の甥である定忠の二男定永（寛永十一年（一六三四）生）が秋田藩二代藩主佐竹義隆に仕えたのが始まりといわれ、代々大御番組勤めでした。このうち定永から数えて七代目

の源吾定師（安永元年（一七二二）生）の手になる史料が多く残されています。定師の代に、それまでの先祖書、由緒書を整理しなおしたらしく、草稿も含めると五冊の系図が残っています。定師は代々の当主についての伝記をまとめた「山方氏家宝記」という書物も残しています。

また、正月の御用始の際に、政務所で藩主から賜った熨斗には実際に中に熨斗鮑が入ったまま保存されていました。文化年間から天保年間のもので六

点あり、それぞれ年月日と下賜された場所が記されています。



▲山方氏家宝記

（二）山方泰久家文書

同家は現在福島市に在住、寄託史料は二十八点あります。

山方家の先祖について記した「山方□右衛門四男分流系図」によれば、山方泰久家は、山方宗家八代（一説に七代）能登守重泰の二男貞直の四男泰則（生年月日不詳）に始まるとされています。二代藩主佐竹義隆に坊主小姓として仕え、その後は大御番組勤めとなっています。江戸時代中期の禄高は十一石二斗八升余で、江戸時代を通じて代々「清之進」、「清

九郎」を名乗っていたようです。注目すべき史料としては、秋田城下の家臣の居住地、寺社の所在

地の書上帳があります。縦9cm、横22cmという小さな帳面ですが、合計で一六〇〇人余の家臣名と寺社名、その居住地の町名が書かれています。また、秋田県南秋田郡広山田村大字榎山の地が明治三十八年に秋田市に編入された際に作られた地籍図は縦103cm、横58cmの彩色図で、区画ごとに地番が表記されています。戦乱の世を経て、平和な時代を秋田で過ごしながら、由緒の地である常陸を思うこともあったのでしょうか。



▲広山田村大字榎山地籍図

これらの史料は御城展望台一階展示室で見ることができます（閲覧業務はしていません）。

〈参考文献〉常陸太田市史編さん委員会『佐竹家臣系譜』・『秋田武鑑』・金子一夫氏による山方氏の諸論考（『山方町の歴史散歩』一〜七号）

歴史民俗資料館大宮館

☎52-11450